

久賀島景観まちづくり計画

平成23年6月

五島市
久賀島まちづくり協議会

目次

はじめに	1
I章 久賀島の景観まちづくりの方向性	
I-1. 久賀島の景観まちづくりにおける課題	4
I-2. 久賀島の景観まちづくりの方向性	5
II章 観光の受け入れに関する施策	
II-1. 民泊・体験プログラム・ガイドツアー	7
II-2. 観光基盤の整備	11
II-3. 行政支援による島民の景観維持活動の促進	12
III章 久賀島のこれから	
III-1. 久賀島の将来像	14
III-2. 観光の受け入れに関する施策の実施プログラム	15
III-3. 今後の検討課題	17
IV章 付属資料	
IV-1. 蕨～五輪の道の整備方針（案）	19
IV-2. 久賀島地区景観計画（案）	21
IV-3. 久賀島観光ガイドブック	22

はじめに

(1) 計画策定の背景

五島市では現在、世界遺産登録を目指しながら、これをきっかけとした地域づくりの取り組みを進めています。

平成20年度に市全域を対象として策定した「五島市景観計画（案）」では、特に美しい景観を有している久賀島をモデル地区として位置づけており、他地域に先行して、平成21年度から久賀島の景観を活かしたまちづくりを進めていくこととしています。

久賀島における景観を活かしたまちづくりは、行政が独自に進めるのではなく、久賀島の島民の皆さんと十分に意見交換しながら検討し、島民と行政と一緒に行動していくことが重要と考えています。

そこで、島民と市の意見交換の場として「久賀島まちづくり協議会」を設置しました。

久賀島まちづくり協議会では、島民の皆さんから「生活は苦しくても久賀島が好きだから暮らし続けたい」「島の暮らしを守ってほしい」というご意見を多くいただきました。現在、久賀島は人口減少・少子高齢化が進み、人口は500人程度まで減少しており、島での暮らしを続けしていくこと自体が困難な状況にあります。

まずは島民の皆さんの暮らしを守ることが大切なことと考えます。

一方、島を訪れる人々は、教会だけでなく、豊かな自然環境、椿林、棚田など島民の暮らしの営みによって形成された景観を評価しています。こうした久賀島の持つ魅力は、島民の皆さんの生業や信仰、継続的な維持管理の活動によって維持されてきたものです。

つまり、島の暮らしを守ることは島の魅力を守ることでもあるのです。

この「久賀島景観まちづくり計画」は、島の魅力を活かしながら、島の暮らしを守っていくための方策について、協議会での意見交換をふまえて五島市がとりまとめたものです。

(2) 計画策定の目的

この計画では、島民と行政がともに協働しながら、「観光と暮らしの共生」を図り、島の景観と島民の暮らしを守っていくことを目指します。

久賀島の観光

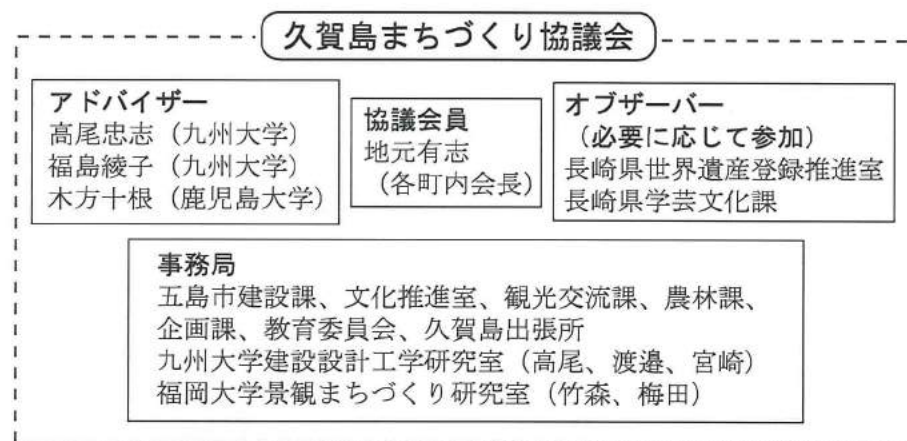
大型観光施設や土産物店が立ち並ぶような従来型の観光地ではなく、今ある景観や既存施設、島民の皆さんのおもてなしの心を活かしながら、久賀島の歴史や暮らしを体感してもらい、何度も来てもらえるような持続性のある観光を目指します。

観光と暮らしの共生

「島の景観を十分に活かした観光によって島民の暮らしを守っていけるような観光と暮らしのあり方」と「島民の暮らしを守ることによって島の景観を守っていけるような観光と暮らしのあり方」が同時に成立するような状況を目指します。

(3) 検討体制図

本計画は、下図のような体制で検討を行いました。なお、基本的な参加メンバーを決めていますが、久賀島に関係する者であれば誰でも参加できるオープンな場として開催しました。



第1回久賀島まちづくり協議会の様子

(4) 検討手順

本計画の検討プロセスは以下のとおりです。

地区住民説明会

- ・平成21年3月22日 (日) 久賀島全域説明会
- ・平成21年8月 2日 (日) 町内会別説明会 (浜脇、深浦、蕨)
- ・平成21年8月27日 (木) 町内会別説明会 (猪ノ木、久賀、大開、市小木)



第1回協議会

- ・平成21年9月28日 (月) 開催
- ・協議会において協議する項目について
- ・協議会の進め方について

第2回協議会

- ・平成21年11月2日 (月) 開催
- ・小値賀町における民泊の調査報告
- ・市が検討している五島市での民泊についての説明

第3回協議会

- ・平成21年11月26日 (木) 開催
- ・世界遺産の先進地である岐阜県白川村の調査報告
- ・長崎市外海地区の地域住民によるガイドツアーに関する報告
- ・久賀島のまちづくりの方向性の提案

第4回協議会

- ・平成21年12月17日 (木) 開催
- ・地域の魅力を伝える観光ルートの提案
- ・地域環境を守り、磨くための地区別の取り組みの検討

第5回協議会

- ・平成22年2月4日 (木) 開催
- ・「久賀島景観まちづくり計画 (案)」の検討
- ・「久賀島の景観に関するルール (案)」の検討
- ・「久賀島まちづくり社会実験」の案内

第6回協議会 (予定)

- ・平成22年3月下旬開催
- ・「久賀島まちづくり社会実験」の報告

I 章 久賀島の景観まちづくりの方向性

- ・久賀島の景観まちづくりにおける課題を示し、まちづくりの方向性を提案します。
- ・観光と暮らしの共生を図り、島の景観と島民の暮らしを次の世代へと引き継いでいくための施策の方針を提示します。

I-1. 久賀島の景観まちづくりにおける課題

課題1. 島の景観を守るためには島民の暮らしを守らなければなりません。

来訪者から評価を受けている景観は島民の生業や信仰、暮らしの営みによって成り立っています。

教会や椿林など来訪者が見に来ている景観は、信徒の方々の清掃活動や島民の維持管理活動の継続によって維持されているものです。

しかし、島には雇用も少なく、島民の暮らしを支える生活基盤の整備も不十分であり、その結果として、過疎化・高齢化が進み、島民の暮らしの継続が困難な状況を迎えています。

島民の雇用の問題に加え、生活に必要な道路やし尿処理施設など生活基盤の整備が十分でないために、過疎化・高齢化が進み、日常生活に影響を及ぼしています。

島民の暮らしの継続が難しい状況が続けば、島民の生業や信仰、暮らしによって成り立つ景観の維持も困難になります。

課題2. 観光によって島民が利益を受けようにならなければなりません。

久賀島を訪れる観光客の多くは、旧五輪教会だけを見て帰っています。現在、久賀島を訪れる観光客は海上タクシーやレンタカーで旧五輪教会にやって来て、教会を見学するだけで帰ってしまうケースが多いです。

そのため、観光客が増加しても、島民の収入にはつながっていません。観光客が増加しても、島全体を見て回ってもらえることもなく、島内での消費行動もないため、島民が観光による収入を得ることがありません。

むしろ、観光客の迷惑行為やトラブルが起きています。久賀島のキリスト教の歴史や教会が信仰の場であることに対する観光客の理解が十分ではなく、教会を観光施設であるという認識で訪れる観光客による教会と周辺集落に対する迷惑行為やトラブルが起きています。

観光によって島民は収入を得ることはなく、マイナスの影響だけを受けている状況です。

現状では、島民は観光によって収入を得るわけでもなく、迷惑を被るだけであり、観光と暮らしの対立が進みつつあります。



「島の景観を守ること」と「島民が観光による利益を受けようにすること」は別々の問題ではありません。島民が観光による利益を受け、島の景観と島民の暮らしが守られるようにならなければなりません。

I-2. 久賀島の景観まちづくりの方向性

基本理念 「観光と暮らしの共生を図り、島の景観と島民の暮らしを後世に伝えていく」

久賀島の景観を守るためには、島民の暮らしを守っていくことが大前提です。そのためには、観光が島民にとって利益となるような仕組づくりや基盤整備を行っていく必要があります。観光が島民の暮らしを支える状況を実現することにより、これからも久賀島での暮らしや信仰の営みが継続し、その結果として維持される景観を後世に伝えていくことを目指します。

方針1. 生活基盤を整え、島民がこれからも島で安心して暮らせるようにします

島民が島で安心して暮らし続けていくために、行政が生活に必要な基盤の整備をおこないます。

- ・ 蕨～五輪の道路の整備
- ・ し尿処理方法の検討

方針2. 島民自身が島の本当の魅力を知ることが大切です

景観まちづくりを島全体で進めていくためには、島民自身が島の魅力を知り、久賀島を訪れる人びとに島の魅力を伝えたり、景観の維持活動に積極的に参加する姿勢が大切です。

方針3. 島民の利益につながる観光の受け入れ体制を整えます

来訪者に長期滞在を促し、島民の副収入と生きがいを生み、島の魅力を存分に伝え、リピーターを生むことが期待される総合的な施策を推進します。行政が主導的に枠組みを構築し、島民が参加していくかたちで進めていきます。

- ・ 民泊、体験プログラム、ガイドツアー

方針4. 観光基盤の充実を図ります

行政が観光基盤の充実を図り、観光客に島全体を見てもらうとともに、島の生活や歴史を伝え、観光客の観光マナーの向上も図ります。

【島内移動の改善】

- ・ 観光ルートの道路環境の向上
- ・ 島内交通手段の充実
- ・ サインの設置
- ・ トイレの設置

【情報基盤の充実】

- ・ インフォメーションの設置
- ・ 観光ガイドブックの作成

方針5. 島の景観を維持する島民の活動を支援します

島の景観を維持していくために、島民がおこなう景観維持活動を行政が支援していくとともに、景観形成に関するルールを策定します。

- ・ 景観に関するルールの策定
- ・ 行政支援による島民の景観維持活動の促進

Ⅱ章 観光の受け入れに関する施策

- ・Ⅱ章では、Ⅰ章で示した「観光と暮らしの共生」に向けた第一歩として、まず久賀島の1泊2日以上観光を定着させ、島民が観光による収入を得られるようにするための施策を提案します。
- ・なお、Ⅱ章では、観光の受け入れに関する施策のみを提示し、生活基盤の整備や景観のルールについては「Ⅳ章付属資料」に提示します。

II-1. 民泊・体験プログラム・ガイドツアー

- ・来訪者に1泊2日以上の観光を促進し、島民の副収入と生きがいを創出することを目的とした施策です。
- ・また、豊かな自然環境や島民のおもてなしの心など、島の魅力を存分に伝えることができるため、リピーターを生むことも期待されます。

【民泊・体験プログラム・ガイドツアーの推進方法】

- ・まずは、行政が主導的に受け入れ組織などの準備を整え、住民がそこに参加していくかたちで推進していきます。
- ・現在、民泊については、五島市農林課が五島市全体の民泊の受け入れ窓口の設立と民泊を行うための民家の衛生面などに関するルールについて検討しています。

【民泊と体験プログラムをあわせて行う必要性】

- ・民泊をおこなう場合には、宿泊者に農林漁業体験を提供することが国の法律によって定められているため、体験プログラムと民泊は同時にスタートする必要があります。
- ・民泊受け入れ先が農林漁業体験を提供できない場合、別の民家や団体が実施する体験プログラムに参加してもらう形をとることも可能です。

【総合観光窓口の設立】

- ・民泊、体験プログラム、ガイドツアーなどが動き出し、様々なメニューを組み合わせた観光がされるようになれば、久賀島でおこなわれる各プログラムを統括する総合観光窓口が必要となります。
- ・総合観光窓口の設立は行政が主導しておこないます。窓口での来訪者の対応については、行政から島民への委託というかたちから始め、徐々に島民の雇用へとつなげていきます。

【推進状況に合わせて必要となる整備について】

- ・今ある施設や今いる人でできる施策なので、基本的には、初期投資が少なくリスクも少ない施策です。
- ・ただし、これらの施策を進め、1泊2日以上観光を推進していくにあたって、島内交通の工夫や観光スポットへアクセスする道の整備など、観光基盤の整備をあわせておこなうことが必要です。

(1) 民泊

【民泊とは】

- ・農林漁業者の民家に宿泊し、宿泊者に農山漁村での生活体験や農林漁業体験を提供する宿泊形態です。
- ・民宿と異なり、食事の準備や片付けなどは宿泊者もともにに行い、浴室やトイレも共用します。

【民泊に期待される島民の副収入について】

- ・民泊の実施により、農家、漁師に現金副収入が入ることが期待されます。
- ・民泊の先進地である小値賀町では、宿泊者が支払う金額から、民泊の受入れ窓口の運営費を除いた残りが、受け入れ先の民家の収入となります。宿泊者への食事などにかかる必要経費は収入から支払います。

(参考) 小値賀町の民泊について

小値賀町では、漁業が衰退し、島で現金収入になる仕事もないという状況を改善するため、観光産業に着目し、平成17年から民泊を始め、現在、民泊の利用者数、受け入れ民家数は増加傾向にあります。

- ・民泊受け入れ先登録民家件数：50件（平成21年10月末）
- ・受け入れ観光客数：年間1,955名（平成20年）

(参考) 小値賀町での料金設定

(宿泊者が支払う金額) = (民家の収入) + (受け入れ窓口の運営費)

6,300円	4,200円	2,100円
--------	--------	--------

※小値賀町では、2泊3日のプログラムを原則としています。

※1件あたり2名以上の宿泊を原則としています。

【民泊により生まれる島民の生きがい】

宿泊客との触れ合いを通して、島民に生きがいが生まれます。

(参考) 小値賀で民泊を営むある民家さんの話

①民泊を始めた経緯

- ・子供が手を離れ、時間に余裕ができたから
- ・現金収入が入るから
- ・難しいことをする必要がなかったから
- ・自分の都合に合わせて受け入れられていることができるから

②民泊の現状

- ・受け入れ件数：2,3件/月
- ・約50万円/年（本業は漁業）

③民泊をやっている嬉しいこと

- ・いろんな人と触れ合える
- ・食事を作る喜びがある
- ・お礼の写真や手紙が送られてくる
- ・副収入があることで生活が助かる



小値賀での民泊の様子

(2) 体験プログラム

【体験プログラムとは】

観光客に対し、都会では体験することのできない農山漁村での農林漁業体験を提供する体験型の観光形態です。

【久賀島で想定される体験プログラム】

- ・農業、漁業体験のような基本的な体験プログラムから始めていきます。
- ・その後、細石流でのシュノーケリングや猪之木での貝取りや山菜取りなどのプログラムを随時追加していき、バラエティーに富んだ久賀島ならではの体験プログラムを観光客に提供していきます。

体験プログラム年間スケジュール

体験メニュー		
1		ALL SEASON
2	カキ打ち	かんころ餅づくり
3		
4	バードウォッチング	山菜採り 貝拾い 田植え まじ漁
5		磯釣り 畜産体験 ・牛 ・鶏
6	蛍ウォッチング	農業体験 ・野菜
7		カヌー 島めぐり 天体観測
8	シュノーケリング	稲刈り
9		椿の実採り
10	バードウォッチング	
11		芋掘り
12		かんころ餅づくり

【体験プログラムに期待される島民の副収入について】

- ・体験プログラムの実施により、農家、漁師に現金副収入が入ることが期待されます。
- ・体験プログラムの先進地である小値賀町では、参加者が支払う金額から、体験プログラムの受入れ窓口の運営費を除いた残りが、受け入れ先の民家の収入となります。体験プログラム実施に必要な経費は収入から支払います。

(参考) 小値賀町での料金設定

$$(\text{参加者が支払う金額}) = (\text{民家の収入}) + (\text{受け入れ窓口の運営費})$$

2,100円	1,400円	700円
--------	--------	------

【体験プログラムの推進にあわせて必要な整備】

体験プログラムを順々に推進していく中で必要な整備や景観維持活動がある場合は、プログラムの開始にあわせておこなっていきます。

旧細石流小学校の活用：細石流のシュノーケリングプログラム実施にあわせて、更衣室やシャワー室、器具の貸し出し場所として、旧細石流小学校を利用します。

犬卸の林道の整備：犬卸の林道での山菜取りにあわせて林道の整備をおこないます。



体験プログラムが実施可能な場所

(3) ガイドツアー

【ガイドツアーとは】

- ・島民自身が、観光客に対し、観光スポットを案内することで、島の歴史や暮らし、久賀島の魅力を伝えるためのしくみです。
- ・ガイドツアーにより、久賀島の歴史や景観の価値を伝えることは、観光客の観光マナーの向上にもつながると考えられます。

【ガイドツアーの料金設定について】

ガイドツアーの料金は、島民の副収入に加え、ルートに含まれる教会や神社などへの献金も含めた料金設定とすることが望ましいです。

【参考】長崎市外海町のガイドツアー料金の仕組み

外海町の住民によるボランティアガイド協会が主催するツアーでは、ガイド料金の一部を、教会・神社などに感謝の気持ちとして献金しています。

[4つの教会や神社を訪れる1日ツアーの場合]

ツアー1回のガイド料金：10,000円

(内訳) ガイド代：2,000円 (ガイドが得る収入)

教会や神社への献金：2,000円×4箇所=8,000円

【ガイドの窓口一本化の必要性】

- ・久賀島では、個人や団体が主催するツアーが存在します。
- ・久賀島でのガイドツアーを本格的に始める場合は、これらツアーの受付窓口を一本化しておく必要があります。

【ガイドマニュアルの作成の必要性】

希望する島民が誰でもガイドになることができるように、ガイドマニュアルの作成、ガイドの研修システムが必要です。

【久賀島で想定されるガイドツアー】

ツアー1：蕨～五輪ウォーキングツアー

- ・蕨地区～旧五輪教会ルート歩いて移動するツアーです。
- ・旧蕨小学校で基督教の歴史や五輪地区の暮らしに関するレクチャーを受け、認識を深めてからツアーを始めます。
- ・ルートの途中にある外海を望む絶景のビューポイントで、お茶休憩などを楽めるようにします(写真左)。
- ・ガイドツアーを実施する際には、ルート内の絶景ビューポイント地点の定期的な草刈、旧蕨小学校へのインフォメーションの設置が必要になります。
- ・ツアーでは、五輪地区の後背の山中にある集落の跡を訪れるオプションも可能です。集落跡には石垣が残っており、生活の名残が見られます(写真中)。
- ・ガイドの解説を受けながら歩いてみることで、信徒の方々の信仰や暮らしの現在と歴史をより深く感じることができます。

ツアー2：細石流教会跡ツアー

- ・細石流地区の後背の山中には細石流教会跡が残っています。
- ・教会入り口の階段の石積みや、教会の部材、屋根の瓦、ルルドの跡などが見られます(写真右)。
- ・今までも一部の観光客が島民の案内により訪れており、訪れた方からは評価の高い場所でした。
- ・細石流教会跡の場所の意味をきちんと伝えるためにも、安全性の面でも、ガイドをつけなければ行けない観光スポットとして紹介していきます。
- ・ツアーでは、教会のことだけでなく、細石流地区の暮らしや島の歴史についても観光客に伝えることができます。
- ・現在もアクセスはできますが、迷いやすく危険な箇所もある険しい山道なので、ツアー実施の際は、ある程度の整備と草刈が必要です。



蕨～五輪：絶景ビューポイント



五輪：残された石積み



細石流：教会の部材や瓦

II-2. 観光基盤の整備

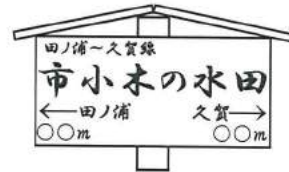
- ・現状では、民泊などにより1泊2日以上観光を推進したとしても、久賀島の観光に関する情報の不足や島内交通の不便さなどにより、観光客が島全体を見て回れる状況になっていません。
- ・そのため、まず、島全体を見て回ってもらえるようにするための島内移動の改善を図ります。
- ・あわせて、島を訪れた観光客が島内を見て回るときの動きをサポートするための情報基盤の充実を図ります。
- ・また、インフォメーションやガイドブックを通して、観光客に島の多様な景観とその背景にある歴史や暮らしを感じてもらえるような情報発信をおこないます。

【島内移動の改善】

- ①細石流教会跡、犬卸の夕日眺望ポイントへアクセスする道路環境の向上
 - ・細石流教会跡へアクセスする道は険しい山道なので、歩きやすくするために多少の整備が必要です（ただし、文化的価値を損なわないように十分に配慮し、現状変更は慎重に行い、最小限にとどめます）。
 - ・犬卸の林道はがけ崩れしている箇所ので整備が必要です。
- ②レンタサイクルの導入
 - ・現在の移動手段では観光客の動きが限られてしまいます。
 - ・島内をゆっくりまわり、初期投資の少ない交通手段として電動自転車を導入します。
 - ・田ノ浦インフォメーション（後述）でレンタルできるようにします。
- ③蕨～五輪間の海上タクシーの導入
 - ・旧五輪協会へのアクセスは現在は車と徒歩がほとんどです。
 - ・ウォーキングガイドツアーの導入にあわせて、高齢者や足の悪い方のために海上タクシーを運航します。
 - ・海上タクシーの利用受付は蕨インフォメーション（後述）で行います。
- ④サインの設置
 - ・看板のない観光スポットや、迷いやすい箇所などに、サインの設置が必要です。
 - ・既存の集落の入り口のサインのデザインを踏襲したサインを設置します。



既存の集落のサイン



サインのデザイン

⑤細石流地区のトイレの設置

細石流地区でのガイドツアーや体験プログラムの実施とあわせて、細石流地区方面でのトイレの設置が必要です。

【情報基盤の充実】

- ①インフォメーションの設置
 - ・新たに施設を作るのではなく、既存の施設（田ノ浦待合所、久賀島出張所、旧蕨小学校）を活用します。
 - ・インフォメーションでは、観光ガイドブックの配布などの観光案内を行い、さらに各インフォメーションによって異なる役割も持たせます。
 - ・各インフォメーションの利用施設と役割を以下に示します。
 - ・まずは田ノ浦インフォメーション（ハイシーズンやイベント時は有人）を設置します。
 - ・レンタサイクルや体験プログラム、ガイドツアーを開始する際に、久賀インフォメーション（常時有人）や蕨インフォメーション（常時有人）を設置し、田ノ浦インフォメーションと連携した運営を行います。
 - ・インフォメーションの管理や対応は、行政から島民への委託というかたちから始め、島民の皆さんの仕事になっていくことが望ましいです。

田ノ浦インフォメーション（田ノ浦待合所）

- ・観光ガイドブックの配布
- ・レンタサイクル

久賀インフォメーション（久賀島支所）

- ・観光ガイドブックの配布
- ・有人の観光窓口
- ・体験プログラムの窓口

蕨インフォメーション（旧蕨小学校）

- ・観光ガイドブックの配布
- ・キリスト教の歴史の講習、観光マナーの案内
- ・五輪地区までの案内
- ・海上タクシーのターミナル



各インフォメーションの位置図

②観光ガイドブックの作成

- ・久賀島には観光ガイドブックがなく、観光客が利用する情報源が不足しているため、観光ガイドブックを作成します。
- ・久賀島の魅力に加え、観光客に役立つ情報（交通案内、観光時間の目安）や観光ルール、マナーも掲載します。

II-3. 行政支援による島民の景観維持活動の促進

- ・久賀島の美しい景観は、島民の皆さんの活動により維持されてきました。
- ・現在も、県や市の委託による年数回の草刈活動や、島民による自主的な清掃・草刈活動が継続されていますが、まだ雑草やゴミが目立つ箇所があります。
- ・そこで、特に観光スポットにアクセスする道については、観光スポットの整備の進捗にあわせ、行政が景観維持活動に対する委託回数を増やしていきます。
- ・行政の委託回数が増加にあわせ、島民の皆さんは、それぞれ自分の生活している地区の景観維持活動に参加します。

【田ノ浦地区：田ノ浦、浜脇、野園】

亀河原の椿林

- ・椿林の維持は、住民のボランティアによって行われてきましたが、行政からの正式な委託によって、定期的に行われる必要があります。
- ・椿林にアクセスする道の草刈も定期的に行われる必要があります。



田ノ浦湾の眺望ポイント

- ・田ノ浦湾の眺望ポイントは田ノ浦湾と半泊半島が一望できるビューポイントですが、眺望方向は草木で遮られ、アクセスする道も草刈などの管理がされていません。
- ・今後、道の定期的な草刈と眺望方向の草木の伐採が行われる必要があります。



【久賀地区：内上平、市小木、久賀、大開】

長浜の椿林

長浜の椿林へアクセスする道の草刈は、年に一回、市の委託によりおこなわれていますが、観光ルートとして観光客が多く訪れるようになれば、草刈の回数を増やしていく必要があります。



長浜の海岸

長浜の椿林に近接した好立地の美しい海岸ですが、海岸には漂着ゴミが目立つため、定期的な海岸の清掃が必要になります。



【猪之木地区：猪之木、永里、深浦、浜泊、細石流】

細石流教会跡

- ・細石流教会跡は観光客の滞在時間を延ばし、久賀島をより深く知ってもらうために重要なスポットです。
- ・現在、アクセスする道は管理されていないため、今後、道の整備とともに、定期的な草刈が必要です。



犬卸の夕日眺望ポイント

眺望ポイントへアクセスする道は、市が数年おきに不定期に草刈をおこなっていますが、今後、山菜取りの体験プログラムなどで訪れる人が増えれば、道のがけ崩れ箇所の整備とともに定期的な草刈が必要になります。



【蕨地区：蕨、早崎、福見、五輪、蕨小島】

旧五輪教会

- ・現在、五輪地区の住民が行政の委託を受け、教会内部の清掃、トイレの汲み取りと清掃をおこなっています。
- ・しかし、教会周辺の美化活動はボランティアでおこなわれているため、教会周辺の清掃についても、行政からの正式な委託によって行われる必要があります。



蕨～五輪の道

現在も、市の委託により、年に2度草刈をおこなっていますが、重要なルートであるため、今後、委託回数を増やし、より良い道路環境を維持する必要があります。



Ⅲ章 久賀島のこれから

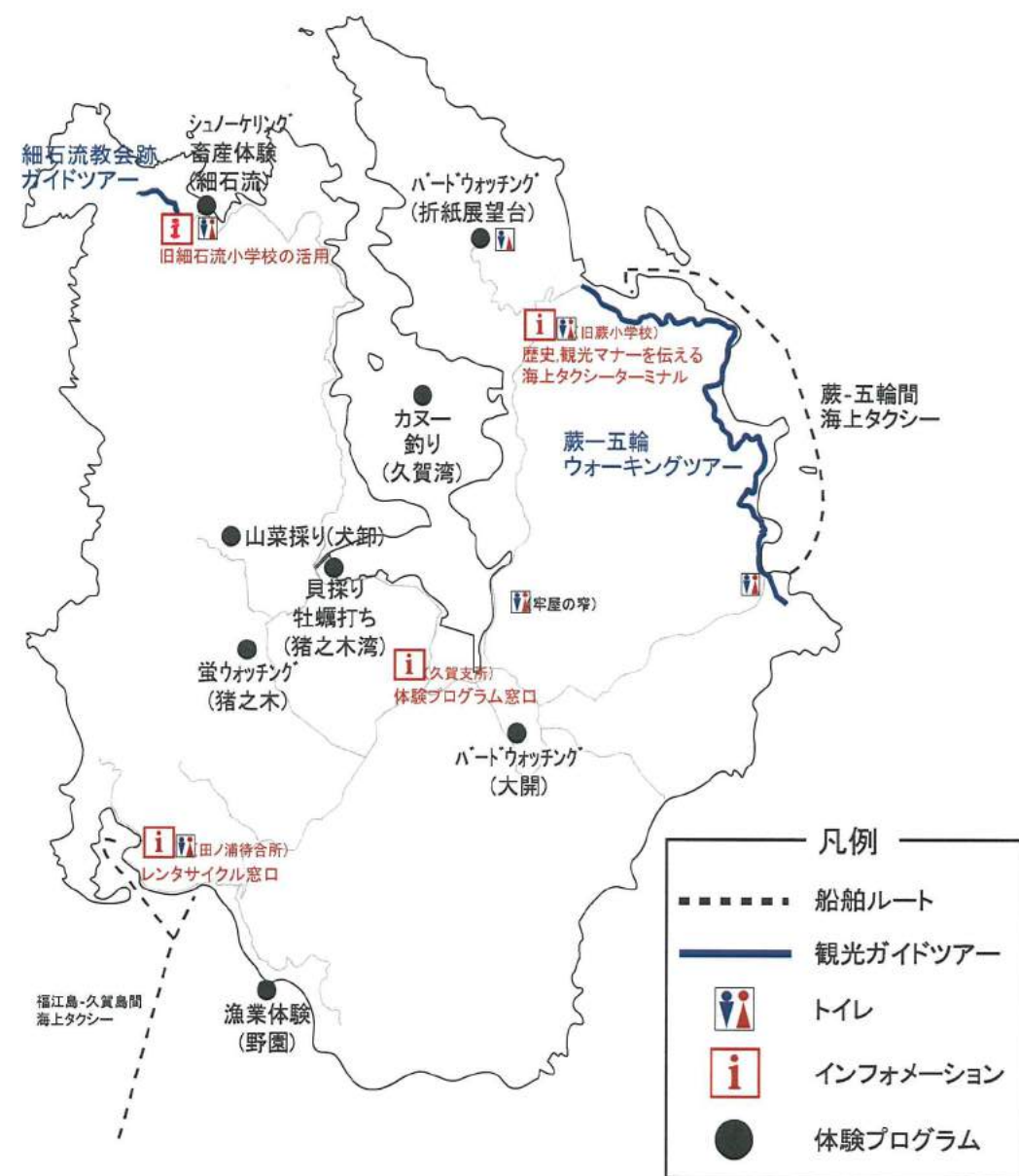
- ・Ⅲ章では、Ⅱ章で示した施策を実施した場合の久賀島の将来像と、将来像を実現するまでの施策実施プログラムを提案します。
- ・最後に、本計画では十分に検討できなかった今後の検討課題を提示します。

Ⅲ-1. 久賀島の将来像

【観光ルート of 将来像】



【観光基盤の整備イメージ】

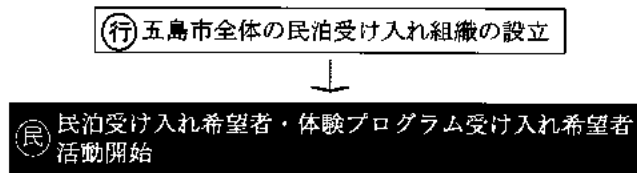


Ⅲ-2. 観光の受け入れに関する施策の実施プログラム

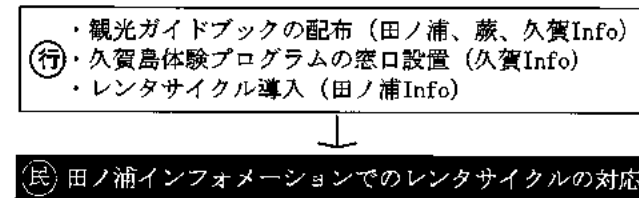
- ・今後、島民と行政が協働しながら、Ⅱ章で述べた各施策をどのように進め、観光を島民の収入や雇用につなげていくのかを以下に示します。
- ・STEP 1 では、久賀島の1泊2日以上観光スタイルを定着させます。
- ・はじめに、観光客の宿泊を促進する民泊と体験プログラムを開始します。あわせて、観光インフォメーションを設置し、観光ガイドブックの配布、久賀島体験プログラムの窓口、レンタサイクルを開始します。
- ・次に、観光客の滞在時間を大幅に延ばし、1泊2日以上観光客を増加させるため、五輪地区周辺と細石流地区周辺を東西の観光拠点として整備します。
- ・この過程において、観光による副収入を得る島民が少しずつ現れてくるのが期待されます。

STEP 1 : 民泊の開始と東西の観光拠点の整備で、1泊2日の観光を推進します

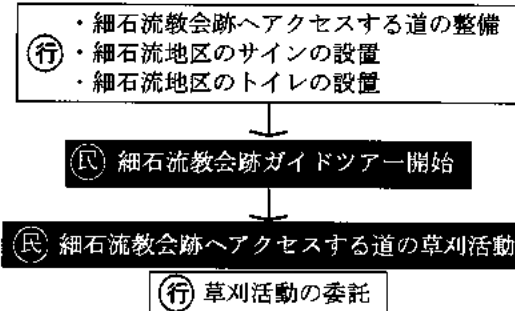
【施策①-1】民泊・体験プログラムの開始



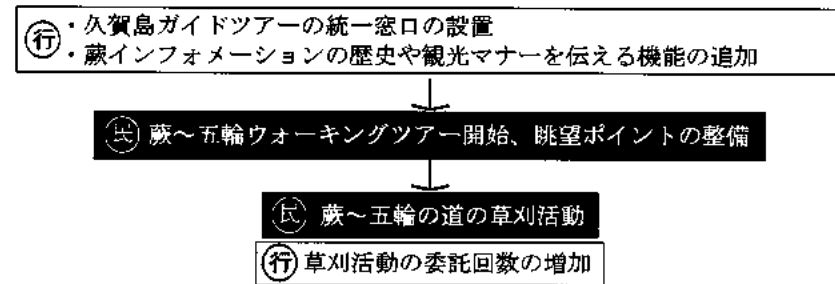
【施策①-2】インフォメーションの設置



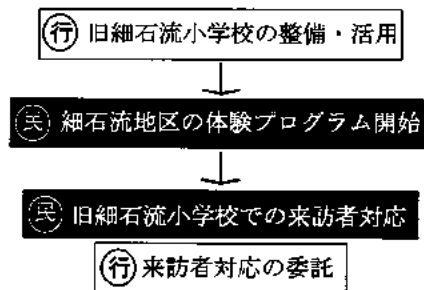
【施策②-1】細石流教会跡ガイドツアー開始



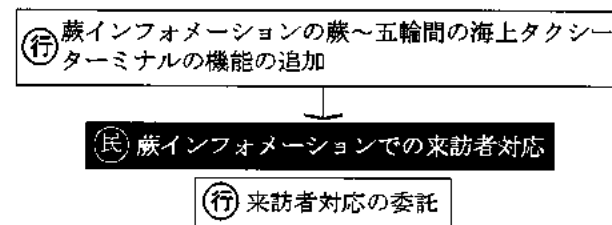
【施策②-2】蕨～五輪間ツアー開始



【施策③】細石流地区体験プログラム開始



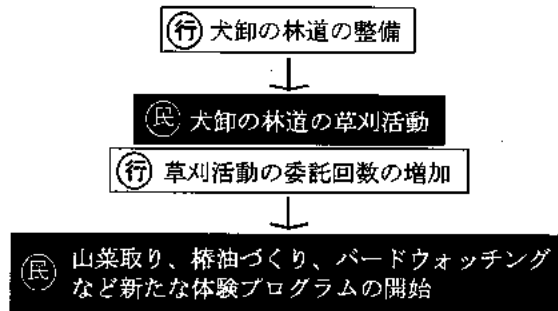
【施策④】蕨～五輪間海上タクシー運航開始



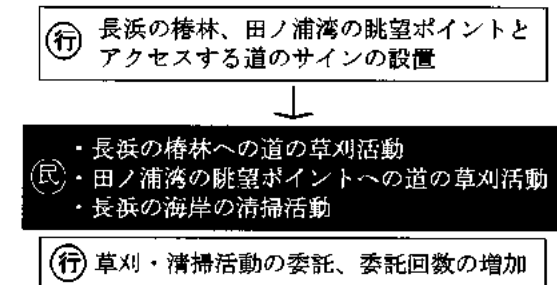
STEP 2 : 体験プログラム、観光ルートの充実を図ります

1泊2日以上観光が定着してきたら、STEP 2では、新たな体験プログラム、観光ルートを追加し、観光客の過ごし方のバリエーションをさらに増やします。

【施策①】 犬卸など新たな体験プログラムの追加



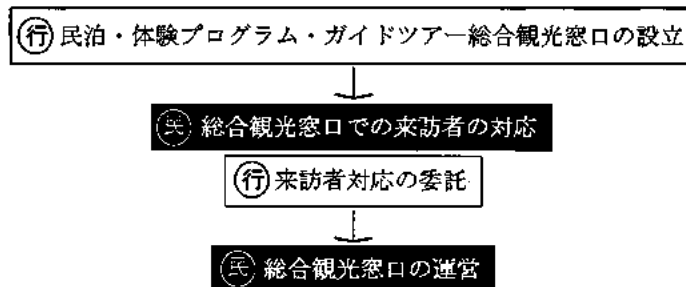
【施策②】 長浜・田ノ浦の観光ルートの追加



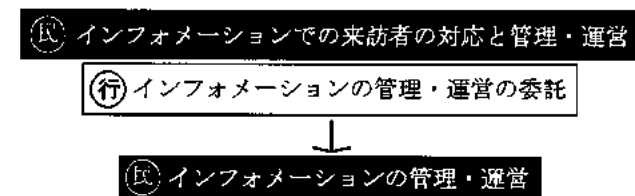
STEP 3 : 総合観光窓口、インフォメーションでの島民の雇用を創出します

- ・STEP 3では、まず総合観光窓口を設置します。行政の委託によって島民が来訪者の対応をおこなうことから始め、ゆくゆくは島民がスタッフとして総合観光窓口の管理運営をおこなうようにして、島民の雇用を生み出していきます。
- ・同様に、インフォメーションの管理・運営も島民の雇用につなげていきます。

【施策①】 総合観光窓口の設立と島民スタッフの雇用



【施策②】 島民スタッフによるインフォメーションの管理・運営



Ⅲ-3. 今後の検討課題

「持続的な」観光と暮らしの共生に向けて

Ⅲ-2. 施策の実施プログラムは、観光と暮らしの共生に向けて、まず久賀島の1泊2日以上観光スタイルを定着させ、島民が観光による収入を得られるようにするためのプログラムです。このプログラムの実施により、現在島に住んでいる島民の皆さんが安心して島で暮らせるようになることが、まず何より大切なことです。

しかし、「持続的な」観光と暮らしの共生はこれだけでは実現しません。持続的に観光客に来てもらうために、島内だけでなく他地域と連携し、より多様な久賀島の観光のあり方を検討していかなければなりません。また、島の景観と暮らしを守っていく「次の担い手」をつくっていくために、島外の人びとの協力を得る方法を検討していかなければなりません。

他地域との連携の必要性

- ・久賀島だけの観光について考えていても、観光ルートのバリエーションや島民の受け入れ体制には限界があります。
- ・五島市全体や上五島等との連携を検討していく必要があります。

提案：蕨～奈留間海上タクシーの運航

世界遺産暫定リストに登録された旧五輪教会と江上教会をあわせて見られるように蕨～奈留間の海上タクシーを定期便として運航します。

島外の人びとの協力の必要性

- ・過疎化、高齢化が進む久賀島では、農地や椿林、教会の維持管理などを島民の維持管理活動だけに頼っては限界があります。
- ・そこで、島民だけでなく、久賀島を訪れる人びとや久賀島に関わりのある島外の人びとの力を借りながら、久賀島の景観や環境を永く守り続けていくための体制や仕組みを構築する必要があります。
- ・景観維持、環境保全のための協力金や基金のような金銭的な支援、教会の清掃（写真左）や海岸の清掃（写真右）などに協力体験として参加してもらう人材協力といった方法があります。



教会周辺の清掃の様子



海岸の清掃の様子

島外の人びとの協力を得る方法

方法1. 金銭的支援

- ・来訪者が景観の維持などに使用する経費を一部負担する「協力金」や景観の維持などに賛同する人びとから支援金を集める「基金」という仕組みの導入を検討していきます。
- ・協力金は、訪れた人が必ず支払う料金（例：フェリー代、駐車料金など）に取り込むなど、定期的に、継続的に得られるような仕組みとして考える必要があります。

(参考) 岐阜県白川郷の保存基金、協力金

- ①世界遺産白川郷合掌造り保存基金
合掌造り集落の保存に参同する方の支援金を全国から応募しています。
- ②世界遺産保存協力金（駐車料金）
世界遺産白川郷合掌造り財団が受託運営している村営駐車場に、観光客が駐車した際の駐車料金の一部を協力金として活用しています。

白川郷の駐車料金の内訳

	駐車料金
普通車	500円（うち協力金200円）
大型車	3,000円（うち協力金1,000円）

方法2. 人材協力

- ・高齢化が進む久賀島では、以下のような活動などについて、金銭的支援だけでなく、人材協力を得る方法を考える必要があります。
- ・人材協力は、協力体験のイベントとして、参加者自身も楽しめるような活動（祭りなど）の中で協力を得る方法を考える必要があります。
 - ①教会とその周辺の清掃
 - ②道路周辺の草刈
 - ③海岸のゴミ拾い
 - ④ゴミの持ち帰り
 - ⑤祭り参加（準備・後片付けなどをおこなう人手として）
- ・また、活動の参加だけでなく、観光客の人びとがゴミを持ち帰ってくれるよう運動することも人材協力のひとつの方法です。

IV章 付属資料

- ・IV章では、II章およびIII章で示した観光の受け入れに関する施策に加えて、島の景観と島民の暮らしを守るために必要な生活基盤の整備（五輪～蕨間の道の整備方針（案））と景観のルール（久賀島地区景観計画（案））について提示します。
- ・合わせて、「久賀島ガイドブック」についてもその内容やデザインを提示します。

IV-1. 蕨～五輪の道の整備方針（案）

基本方針

限られた環境条件の中で生きていくために、「住民自身の力で」「地域の材料を使って」道や耕地をつくってきた歴史的意味を大切にし、文化的景観としての価値が損なわれないよう配慮して整備を行います。

整備方針

- ・整備における基本的な考え方を以下に示します。
- ・相互に矛盾する点もありますが、区間内での場所ごとに状況をみながらバランスを考え（区間一律の整備ではなく）、きめ細やかな設計を行います。
- ・基本的には「現場で」整備内容の検討を行うこととします。

【方針1】自然な形をつくる

- ・きちんとつくりすぎない。特に境界部をあいまいにする。
- ・きれいにつくりすぎない。直線はなるべくなくす。

【方針2】周辺区間との連続性を確保する

- ・さも以前からそうであったような整備を目指す。
- ・現在の地形、線形を最大限に踏襲する。
- ・改変は最小限にする。人工的な部分を極力なくす。

【方針3】地域でとれる石材を利用する

- ・五島らしい風景をつくっていく。
- ・整備当初から周囲に馴染むように五島の石を使う。
- ・時間がたつほど周囲に馴染むように自然素材を利用する。

【方針4】地域での技術を利用する

- ・石積みに関する技術が残っていれば、これを利用する。

【方針5】利用者の「歩きやすさ」を実現する

- ・高齢者が安全に歩ける道にする。
- ・雨の日でも歩きやすい道にする。

【方針6】地域住民と話し合いながらつくる「プロセス」を大切にする

- ・「住民自身の力で」生きてきたことが文化的景観の価値として重要であり、その現代版として官民協働でのプロセスを大切にする。
- ・設計段階において、地区住民との意見交換を行う。
- ・施工段階での住民参加を積極的に行う。



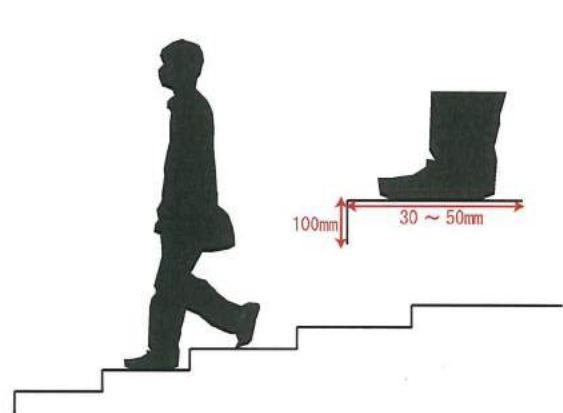
既存の道は石積みにより造成されており、これを踏襲する



このような急勾配の区間で実験的に整備を行い、現場でデザインの再検討・修正をした上で、全区間を整備する（「見直し」と言う方法）

整備イメージ

- ・階段をつくり、歩行面をフラットにする。一段の高さは年配の方が楽に昇り降りできるように一般的な階段よりも低めの10cmとする。奥行きは地形に合わせて30cm~50cm程度とする。
- ・五輪地区の住民が農作業等のために一輪車での運搬を行うため、一輪車が通るためのスロープを全区間に渡ってつくる（全幅員を階段とはしない）。



石の上面（踏む面）をフラットにし、土の部分と石の上面もフラットにつなぐ



最上部（入口部）での階段の位置を、人の立っている位置で示している



現況を示した模型写真。急勾配の斜面、凹凸のある地面により地区住民が安全に歩くことができない。特に雨の日は滑りやすい。



整備イメージ模型の写真。石積みによる階段とする。この模型には反映されていないが、一輪車が通れるスロープを一定幅員確保する。

「五輪の道」の整備報告

五島市久賀島で唯一車でアクセスできない五輪集落については、以前より久賀島島民から道路建設を求める声がありました。五輪集落にアクセスするには、船で直接行くか、人だけが通れる未舗装の山道を通る必要がありました。この山道は、木の根や石が多く、特に雨の日には危険性が高く、五輪集落の方々が、生活上ずいぶんと不便をされていました。

そこで、「久賀島まちづくり協議会」において、この道の整備のあり方の検討を行いました。生活上必要な道の機能を十分に満たすのはもちろんのこと、周囲が国立公園であり、また国の重要文化的景観選定、さらには世界遺産登録をめざしている地区（旧五輪教会が世界遺産の構成資産の候補）において可能な整備について議論を行い、大学側から模型等の提案を受けながら、歩道として実験的に一部を整備することとしました。なお、「五輪の道」というのはこの道の通称です。

そして、周辺の景観や環境、地区の歴史に調和し、整備したかどうかさえわからないような道、しかし高齢者でも歩きやすい道を目指し、特に寸法や素材について市が、大学からのアドバイスのなかで検討を行いました。

土系舗装に使う土については、当初標準的なものを使う予定でしたが、現地で検討してみたところ色が明るかったため、見直しを行いました。試行錯誤しているなかで、近くでおきた土砂崩れの土を使って試験施工してみたところ、周囲とうまくとけこんだためこれを採用しました。2箇所ある階段部に使用した石についても同様の検討を行いました。

Before



After



事業名：久賀7号線遊歩道整備工事

事業場所：五島市久賀蕨町

工事概要：工事延長 L = 158.0m

土舗装 A = 320.0 m²

階段工① L = 18.6m 階段工② L = 8.3m

施工期間：100日間

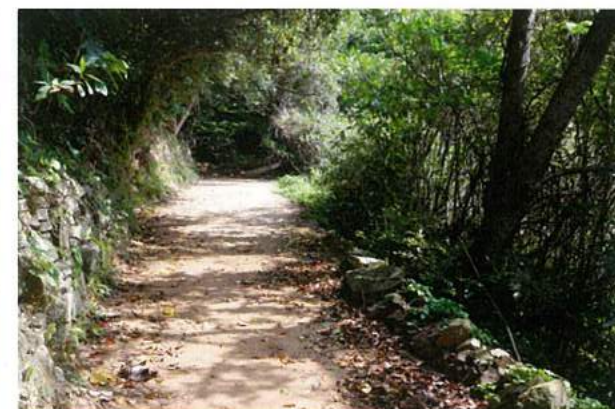
設計担当課：市建設課

設計アドバイザー：高尾忠志

(九州大学特任助教)



特に勾配がきつい区間は階段を整備しました。久賀島の石の文化にあわせたデザインとし、階段のステップは高齢者でも歩きやすいよう検討しました。また、住民が農作業等のため一輪車で荷物を運ぶため、階段は幅員の半分程度にしてみました。



風雨で葉が落ち、さっそく風景と馴染んでいます。舗装の色も違和感がありません。

IV-2. 久賀島地区景観計画

景観計画区域

久賀島地区景観計画の対象区域は久賀島全域（蕨小島を含む）とする。

景観形成方針

久賀島の景観は島民の生業や信仰、暮らしの営みによって成り立っています。この景観を後世の子孫に引き継いでいくためには、久賀島の人々の暮らしを支えてきた自然環境、生活環境、生業を守っていくことが求められます。これまでに島民が自然に守ってきた建築物や工作物に関する暗黙のルールを明文化することにより、島民の生活環境を守り、これからも久賀島での暮らしや信仰の営みが安心して継続されていくことを目指します。

届出対象行為

建築物および工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、色彩の変更行為

届出対象行為の適用除外

- ①建築物および工作物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為で、次のいずれかに該当するもの
 - ・建築物の建築等で、行為に係る延べ面積（増築・改築は、当該部分の延べ面積）が10㎡以下の新築、増築、改築若しくは移転
 - ・建築物の建築等で、行為に係る部分の外観の面積の合計が10㎡以下の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え若しくは色彩の変更
 - ・工作物の建設等で、行為に係る築造面積（増築・改築は、当該部分の築造面積）が10㎡以下の新築、増築、改築若しくは移転
 - ・工作物の建設等で、行為に係る部分の外観の面積の合計が10㎡以下の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え若しくは色彩の変更
- ②五島市景観計画の「大型開発に関する行為の制限」において届出対象行為となっている工作物等の建設行為
- ③寺社仏閣、教会等の宗教施設
- ④農林漁業を営むために仮設的に建設される工作物
- ⑤学校等の公共施設（高さ規定のみ適用除外／色彩は適用）
- ⑥その他市長が認めた場合

今後の検討課題：支援制度の必要性

生活する上では既製品で十分であるにもかかわらず、景観のルールに従うために、比較的高価な物を使用する必要性が生じた場合に、その差額を支援する制度の創設を検討する必要があります。

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

建築物・工作物について

位置	・集落においては、地形・樹木を大切にし、既存の建築物との調和および連続性に配慮した配置とする。
高さ	・建築物および工作物の高さは10m以下とする。（久賀島の建築物および工作物の99.9%は2階建て以下、100%が3階建て以下です）
色彩	・建築物および工作物の壁面および屋根の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度6以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。（久賀島の建築物および工作物の97.8%は彩度6以下の色を基調としています） ・使用する色数はできる限り少なくする。
形態・意匠	・建築物および工作物の素材は昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いる。 ・建築物および工作物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根を基本とし、できる限り陸屋根は用いない。ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、小規模な倉庫、小屋については、この限りではない。
緑化	・既に樹木がある場合は、できる限りその保全を図る。
石積み	・既に石積みがある場合は、出来る限りその保全を図る。

屋外広告物について

種類	・自家用公告物のみとし、原則として宣伝用公告物の設置は認めない。
高さ	・屋外広告物の最も高い部分の高さは地上から3m以下とする。
面積	・屋外広告物1枚当たりの面積は0.5㎡以下とする。
枚数	・自分の敷地外に設置する誘導用看板等の枚数は必要最小限とする。
素材	・屋外広告物の素材は原則として木材とする。
色彩	・屋外広告物の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度6以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。 ・使用する色数はできる限り少なくする。

IV-3. 久賀島観光ガイドブック

■五島列島 福江島へのアクセス



■福江島から久賀島へのアクセス(2010年1月現在)

フェリーひさか(車両積載可)

奥浦港(福江島)発 - 田の浦港(久賀島)着: 所要時間 約19分

福江港(福江島)発 - 田の浦港(久賀島)着: 所要時間 約34分

行き	奥浦港 → 田の浦港	7:30	16:45
	福江港 → 田の浦港	13:40	
帰り	田の浦港 → 福江港	8:00	
	田の浦港 → 奥浦港	14:35	17:20

シーガル

福江港(福江島)発 - 田の浦港(久賀島)着: 所要時間 約20分

4月1日～8月31日

行き	福江港 → 田の浦港	6:40	9:10	17:00
帰り	田の浦港 → 福江港	7:05	9:35	17:25

9月1日～3月31日

行き	福江港 → 田の浦港	9:10	12:10	16:45
帰り	田の浦港 → 福江港	9:35	12:35	17:10

■お問い合わせ

社団法人五島市観光協会 TEL: 0959-72-2963 Mail: goto-kan@gotokanko.jp
 五島市観光交流課 TEL: 0959-72-6375 Mail: gotoweb@city.goto.nagasaki.jp
 五島市久賀島出張所(久賀島内のお問い合わせ先) TEL: 0959-77-2001

五島列島

久賀島

観光ガイドブック

風景に恋をする。

九州の西方に浮かぶ、五島列島 久賀島。

ここには、これからも大切にしたい

暮らしの風景が生きています。

このガイドブックでは、

そんな久賀島に生きる風景を

ほんの少しご紹介いたします。

ぜひ島を歩き、島に触れることで

お気に入りの風景を見つけてください。

自然風景



久賀島は、馬の蹄のような独特の形をし、島の中心には山々に囲まれるように久賀湾が広がっています。湖のように静かな久賀湾、鮮やかな新緑に輝く山々、夕焼けに染まる海、島を紅く彩る椿。島の自然は、時間や季節によってうつろい、様々な姿を見せてくれます。



1		
2	3	4

1. 朝霧が広がる久賀湾
2. 柔らかな表情の山々
3. 島民が守り続けてきた椿
4. コバルトブルーに輝く細石流(ぎざれ)の海

02

生業の風景



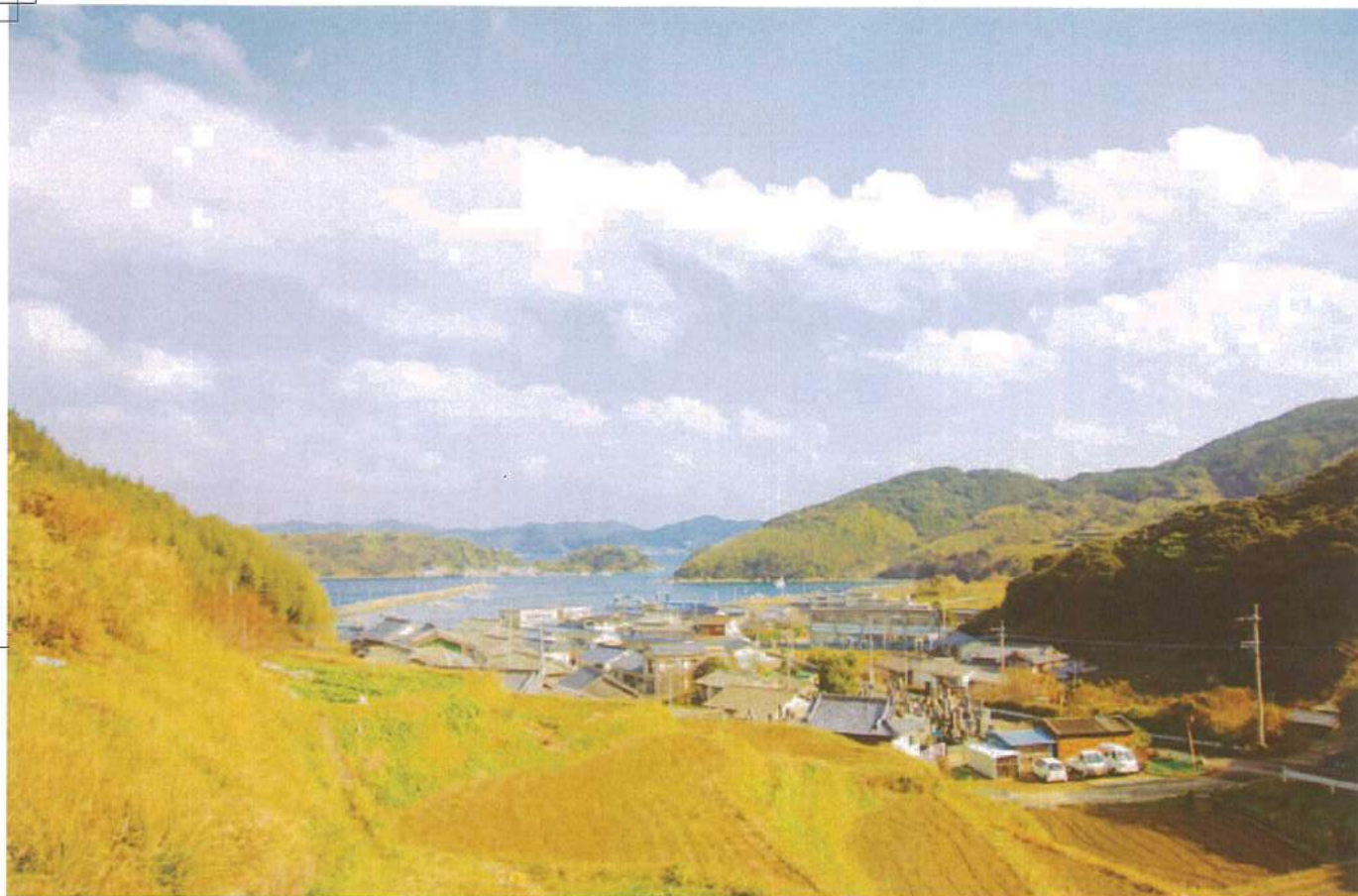
台風による被害を避けるために早期米が主流である久賀島では、春先には田植えが、盆前には稲刈りが行われます。春には山菜がとれ、冬には芋を茹でてカンコロ餅が作られます。海は年間を通して様々な恵みを与えてくれます。久賀島の人々は自然とともに暮らしています。



1		
2	3	4

1. 島民が営々と守り続けてきた農地
2. 漁は早朝から行われる
3. 芋や野菜、魚を干すかんころ棚
4. 久賀島のお米はとても美味しいと評判

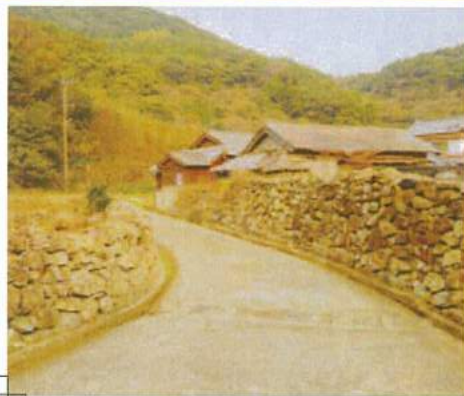
04



暮らしの風景

島民の暮らしの舞台である集落は、実はとても合理的な形をしています。海際には船着場、水みちの周辺には水田、少し小高い場所に住宅、さらにその上には畑がひろがります。これは限られた土地の中で最大限の生産を行うために、島民が長年に渡り試行錯誤しながら形成してきたものです。

※民家には勝手に立ち入らないようにしましょう。集落に立ち入る場合には、島民や信徒の方々にご迷惑をおかけしないようにくれぐれもマナー（9ページ）を守ってください。



1		
2	3	4

1. 半農半漁の暮らしが続く集落
2. 建物や畑を守るために築かれた石垣
3. 島にはゆったりとした時間が流れる
4. 近世に庄屋の建物として使われていた藤原邸（非公開）



祈りの風景

幕府の禁教令から逃れ、五島に移住してきた信徒らは、山を切り開きながら、厳しい自然環境の下で暮らしを営み、信仰を守り続けてきました。明治初めの厳しい弾圧の後、信仰を許された信徒らは教会を建設しました。信徒らは教会を守りながら、今も静かに信仰と暮らしを続けています。

※教会や集落に立ち入る場合には、島民や信徒の方々にご迷惑をおかけしないようくれぐれもマナー(9ページ)を守ってください。



1		
2	3	4

1. 今も信徒らによってきれいに維持されている旧五輪教会
2. 五輪地区では信徒らが漁業を中心とした暮らしを営んでいます
3. 明治初めに起きた殉教の悲劇を伝える牢屋の窄(ちうやのまこ)記念堂
4. 毎年10月には殉教祭が行われ、五島市外からも多くの信徒が集まります

■見どころ



1. 亀河原から見る夕陽 2. 椿の里 3. 浜船教会
4. 野圃の棚田 5. 内幸泊の棚田 6. 民宿深浦荘の絶品夕食 7. 折紙展望台からの眺め 8. 大開の水田 9. 猪之木の集落 10. 藤小島

- ・狭い山道・坂道があります。歩きやすい靴でお越し下さい。
- ・島には御食事処はありません。必要な方はお弁当などを準備しておいてください。
(深浦荘にご宿泊の方は500円で作ってもらうことができます。)

■教会見学時のマナー

- ・内陣（祭壇）の所は神聖な場所です。絶対に立ち入らないでください。
- ・ミサ（礼拝）は神聖な儀式です。写真撮影は止めましょう。
- ・教会内・周辺での飲食や喫煙は禁止です。
- ・大声で騒いだり走り回るのもマナー違反です。
特にお子さんをお連れの場合は同伴者が気を配って見学するようにしましょう。
- ・教会内にはいろんな物（祭礼品、装飾物など）があります。
むやみに手を触れないようにしましょう。

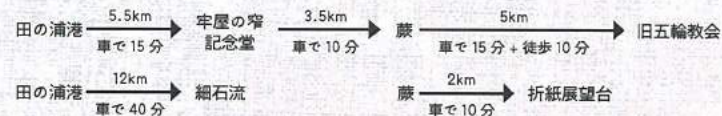
■集落見学時のマナー

- ・歩きタバコは厳禁です。また、島内に灰皿はありません。
- ・集落内の花や山菜を摘み取らないでください。
- ・敷地や家の中に入ったり、のぞき込んだりしないようにしましょう。

■久賀島マップ



■所要時間の目安



タクシー、海上タクシーのご利用は下記までお問い合わせください。
 久賀タクシー 0959-77-2008 久栄丸(田の浦発着) 0959-73-0232 長久丸(田の浦、浜船発着) 0959-77-2228
 ※他の場所からの離発着も可能です。料金についてはお問い合わせください。

久賀島景観まちづく計画

平成23年6月

五島市建設課まちづくり推進係

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号

TEL0959-72-6111 FAX0959-74-1994

